

2021年5月27日

内閣総理大臣
菅 義偉 様

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦
(公印省略)

緊急事態宣言の延長に関する要請

政府は、5月31日を期限として発令している東京都等に対する緊急事態宣言について、それを延長する方向で検討していると報道されています。現在、百貨店等の大型商業施設は、東京都等において、生活必需物資を除き、休業要請の対象となっております。飲食店は、酒類を提供する場合は休業、酒類を提供しない場合は時短営業の対象となっております。これらの事業所において、6月1日以降も休業等が実施された場合、アパレルや食品製造等の取引先やテナントを含め、売上の激減による事業継続への影響や雇用調整が発生する懸念があります。

百貨店等の大型商業施設や飲食店などU A ゼンセンに加盟する労働組合の職場は、業界団体が作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底してきました。また、衣食住に関する商品やサービスを提供しており、国民生活を支える社会インフラの機能を有しております。

つきましては、下記のとおり要請致します。

記

1. 緊急事態宣言を6月1日以降も延長する場合は、当該の知事と調整の上、事業継続による雇用維持の観点も踏まえ、百貨店等の大型商業施設や飲食店などに対する休業等の要請は行わず、感染防止の徹底や来店人数の制限などを行ったうえでの営業継続を認めること。
2. 仮に一定の営業制限を実施せざるをえない場合には、協力金の増額あるいは税や社会保険料の納入猶予の延長など事業継続支援を強化するとともに、7月以降も雇用調整助成金の特例措置を延長するなど雇用維持対策を講じること。

以上